

村山市小規模企業活性化補助金制度交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村山市内の小規模事業者及び当該事業者で構成される団体等に対して、商店街活性化に繋がる事業（既存事業を除く）等及び店舗や設備等の更新に係る経費の一部を支援することで、地域の活性化等及び当該事業者等の経営の安定や持続的発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条の規定を準用する。

(補助金の交付対象)

第3条 対象事業者は市内に主たる事業所（店舗）を有し、かつ次の各号のいずれかに該当する者及びこれらの者を含むグループとする。また、暴力団との関係を有せず、本市の市税及び市の公共料金を滞納していない者であること。

- (1) 卸売業及び小売業で常時雇用の従業員5人以下のもの。
- (2) サービス業（宿泊業・娯楽業以外）で常時雇用の従業員5人以下のもの。
- (3) サービス業のうち宿泊業・娯楽業で常時雇用の従業員20人以下のもの。
- (4) 製造業その他で常時雇用の従業員20人以下のもの。

(対象事業及び補助金額)

第4条 補助対象事業及び金額は、次の各号に定めるものとし年度内1回を限度とし、過去3年間同様の補助を受けていないものとする。

- (1) 市内で開催する新規事業等及び既存事業の拡充部分で、対象事業費の1/3で上限100,000円。
- (2) 山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金を受けておらず、店舗の新築・改築及び付帯設備の導入・更新、もしくは広報宣伝費、外注加工費、展示会出展費等のソフト事業に対し、対象事業費の1/2で上限375,000円。
- (3) 100,000以上の生産設備の導入・購入に対し、対象事業費の1/2で上限100,000円。

(補助金の交付申請)

第5条 補助を受けようとするものは、小規模企業活性化補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたものに対して小規模企業活性化補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(事業の変更・中止)

第7条 補助を受けようとするものは、事業内容等について、これを変更・中止しようとするときは、あらかじめ小規模企業活性化補助金内容変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 市長は前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、小規模企業活性化補助金交付決定内容変更・中止承認通知書(様式第4号)により通知する。

(事業等の実績報告)

第8条 第6条の規定による交付決定を受けたものは、小規模企業活性化補助金実績報告書(様式第5号)を事業完了の日から45日以内若しくは当該年度の末日までのいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は前条の報告書等が提出されたときは、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小規模企業活性化補助金確定通知書(様式第6号)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助を受けようとするものは、前条の通知があった日から30日以内に、小規模企業活性化補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) この要綱に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 補助金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

年 月 日

村山市長 あて

申請者 名称及び
代表者名

⑩

村山市小規模企業活性化補助金交付申請書

平成 年度における小規模企業活性化事業について、下記のとおり実施しますので、村山市小規模企業活性化補助金制度交付要綱第 5 条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書又は経営計画書
- (2) 見積書
- (3) 収支予算書

年 月 日

申請者 名称及び
代表者名 様

村山市長

村山市小規模企業活性化補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった村山市小規模企業活性化補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、村山市小規模企業活性化補助金制度交付要綱第 6 条の規定により、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
 - (2) 補助事業の内容等について、変更・中止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
 - (4) 補助事業完了後、補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
 - (5) 補助金の交付決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

村山市長 あて

申請者 名称及び
代表者名

㊞

村山市小規模企業活性化補助金内容変更・中止承認申請書

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった上記の補助事業について、次のおり交付決定の内容を変更・中止したいので、村山市小規模企業活性化補助金制度交付要綱第7条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

様式第 4 号(第 7 条関係)

年 月 日

名称及び

代表者名

様

村山市長

村山市小規模企業活性化補助金内容変更・中止承認通知書

平成 年 月 日付で補助事業の内容変更・中止承認申請のあった村山市小規模企業活性化補助金について、下記のとおり承認することを決定したので、通知します。

記

小規模企業活性化補助金内容変更・中止承認申請書に記載のとおり承認する。

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日

村山市長 あて

名称及び
代表者名

⑩

村山市小規模企業活性化補助金実績報告書

標記補助事業を完了しましたので、小規模企業活性化補助金制度交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定 年 月 日 第 号
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業実績報告書

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

申請者 名称及び
代表者名

様

村山市長

村山市小規模企業活性化補助金確定通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した補助金について、補助事業実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり確定したので、村山市小規模企業活性化補助金制度交付要綱第 9 条の規定により、通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第 7 号(第 10 条関係)

年 月 日

村山市長

あて

名称及び
代表者名

印

村山市小規模企業活性化補助金交付請求書

平成 年 月 日付 第 号で確定通知のあった補助金については、村山市小規模企業活性化補助金制度交付要綱第 10 条の規定により請求します。

記

金 円

(請求額等算定表)

区 分	金 額
交付決定済額	円
交付確定済額	円
請求額	円